

—「みんなで築こう人権の世紀」— 人権週間・特集



考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合う心

◆人権週間◆
12月4日～10日

人権週間とは

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。

本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

本年は、世界人権宣言採択70周年です。

また、羽曳野市非核平和都市宣言35周年、羽曳野市人権擁護都市宣言30周年になります。

考えよう～私たちのまわりの人権課題～

SOGI (ソジ)

好きになる性 (Sexual セクシュアル Orientation オリエンテーション) とところの性 (Gender ジェンダー Identity アイデンティティ) の各語から頭文字をとった造語で、性的指向と性自認を示す呼称として、国際的に使われつつあります。

例えば、「自分の場合、性自認は女性で、性的指向は男性だ」「自分の場合は、性自認は分からないけど、性的指向は女性かな」など、SOGIの視点を取り入れるとすべての人について考えることができます。

つまり、SOGIは、だれもが当事者であり、LGBTのように少数派と多数派に分けることがないため、差別的な概念を取り払うことにもつながります。

また、何気なく使った言葉が原因で、あなたの隣にいる人が傷ついているかも知れません。(ホモ・レズ・オネエ・オカマ・オナベ・オトコオンナなど)

自分の性が尊重され、自分らしく生きることができる社会をつくりましょう。

「宅地建物取引業人権推進員制度」

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業者を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。人権推進員を設置している店には右のステッカーを掲示しています。

問合せ先：大阪府住宅まちづくり部建築振興課

電話 06-6210-9734

ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/shido.html>



映画「めぐみ」上映会

拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、拉致問題に関する認識と理解を深めるために開催します。

日時：12月16日(日) 14:00～16:00 (予定)

場所：ピースおおさか (大阪市中央区大阪城2番1号)

内容：映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、政府
取組み報告、啓発パネル展

くわしくは次の問合せ先まで

大阪府市民局ダイバーシティ推進室 06-6208-7619

大阪府府民文化部人権局人権企画課 06-6210-9280

「人権週間パネル展」開催

[期間] 12月4日(火)～14日(金)

[テーマ] 世界人権宣言

[場所] 市役所本館1階ロビー コミュニティスクエア

「特設人権相談所」を開設

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、ご相談に応じます。

[日時] 12月21日(金) 14:00～16:00 ※予約不要

[場所] 市役所別館3階 第3会議室

[相談員] 人権擁護委員

◆平成30年度 啓発活動強調事項

(法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月10日～16日

政府の取り組みのひとつとして、北朝鮮で救出を待ち続けている拉致被害者の方に向けて、ご家族の声や懐かしい日本の歌をラジオ(短波)放送「ふるさとの風」により送っています。

この週を機に、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。



<問合せ> 人権推進課 ☎ 072-958-1111 内線 1053・1054